

ガバメントライセンス対象表

| カテゴリ | CLP/TLP ガバメント対象 | 補足 | 変更有無 | |
|------|-----------------|--|---|----|
| 1 | 中央省庁 | <ul style="list-style-type: none"> • 内閣官房、内閣法制局、人事院 • 内閣府(宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁) • 総務省(公害等調整委員会、消防庁) • 法務省(公安調査庁) • 外務省 • 財務省(国税庁) • 文部科学省(文化庁) • 厚生労働省(中央労働委員会、社会保険庁) • 農林水産省(林野庁、水産庁) • 経済産業省(資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁) • 国土交通省(船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁) • 環境省 • 防衛省 • 会計検査院 • 国立(こくりつ)と名のつく全ての機関 | <ul style="list-style-type: none"> • 中央省庁の配下にある各局の単独名義でも契約可能です。 | なし |
| 2 | 都道府県 | <ul style="list-style-type: none"> • 東京都庁、北海道庁、大阪府庁、京都府庁、各県庁(出先機関の場合も、庁等の名義で契約し、部署名を明確に記載してください) • 都立、道立、府立、県立と名のつく全ての機関 | <ul style="list-style-type: none"> • 自治体名義、または役所(都庁、県庁等)名義でご契約ください。 • 「立」が入らない場合は、自治体名義で申請ください。 | なし |
| 3 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> • 各市役所、各町役場、各村役場(出先機関の場合も、各役所の名義で契約し、部署名を明確に記載してください) | <ul style="list-style-type: none"> • 自治体名義でご契約ください。 | なし |
| 4 | 公立の施設 | <ul style="list-style-type: none"> • 市立、町立、村立、公立と名のつく全ての機関 | <ul style="list-style-type: none"> • 「立」が入らない場合は、自治体名義で申請ください。 | なし |
| 5 | 東京23区 | <ul style="list-style-type: none"> 【特別区】 • 地方自治法で定められた、東京23区(出先機関の場合は各区役所名義で契約し、部署名を明確に記載してください) • 区立と名のつく全ての機関 | <ul style="list-style-type: none"> • 区役所名義でご契約ください。 • 「立」が入らない場合は、自治体名義で申請ください。 | なし |
| 6 | 地方公共団体の組合 | <ul style="list-style-type: none"> 【地方公共団体の組合】 • 一部事務組合 • 広域事務組合 • 広域行政組合 • 広域連合 • 全部事務組合 • 役場事務組合 | | なし |
| 7 | 独立行政法人 | <ul style="list-style-type: none"> • 独立行政法人として存在している全ての団体 | | なし |
| 8 | 国会 | <ul style="list-style-type: none"> • 衆議院 • 参議院 | | なし |
| 9 | 裁判所 | <ul style="list-style-type: none"> • 裁判所 | <ul style="list-style-type: none"> • 裁判所と名がつくものはすべて認めます。 | なし |
| 10 | 消防・警察機関 | <ul style="list-style-type: none"> • 地方公共団体が設置した消防・警察組織(消防署、消防組合、消防本部、県警など) | | なし |
| 11 | 公益法人 | <ul style="list-style-type: none"> • 財団法人 • 社団法人 | <ul style="list-style-type: none"> • 公益法人制度改革により、既存の社団法人、財団法人は対象となります。 • 「特例民法法人」は2013年度まではすべてをガバメント対象とします。 • 従来は、地方公共団体が監督する公益法人については見合わせて来ましたが、公益法人制度改革に合わせて国、地方いずれかが監督する公益法人については対象とします。 対象法人の確認は下記URLをご参照ください。 https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/common/portal.do • 公益法人制度改革により、国に係る公益法人は各省から内閣府所管となりました。 2008年12月1日より施行された公益法人制度改革では、現行の公益法人は今後5年間の間に公益性の判断を受け、1)公益社団法人、公益財団法人のグループと2)一般社団法人と一般財団法人のグループに分かれることとなります。 ただし5年間の移行期間があるため、この期間を猶予期間とし、現行の社団法人、財団法人は2014年3月31日まではガバメント対象とします。 | あり |

| カテゴリ | CLP/TLP ガバメント対象 | 補足 | 変更有無 |
|----------------------------|--|---|------|
| 12 特別地方公共団体 (一部) | <ul style="list-style-type: none"> • 財産区 • 地方開発事業団 | | なし |
| 13 公的医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> • 医療法第三十一条で定められている「公的医療機関」 | 従来は公立病院は自治体が設立するものであるためガバメント対象としてきましたが、それ以外でも公共性の高い医療機関については先の法律に則りガバメント対象とします。 | なし |
| 14 国際機関 | 国際機関および国際機関の日本支部を対象とします。例)国際連合 等条約を基に設立されている機関は国際機関とします。 | 例外として、国際的に活動する団体として赤十字社等を認めます。 条約を基に設立されている機関以外については弊社へお問い合わせください。 但し、NPO(特定非営利活動法人)は含まない。 | なし |
| 15 過去に官公庁であった法人 (民営化が進む法人) | (期限を定めて)対象とします。 | 2013年度(平成25年度)末まで対象とします。 平成19年度にガバメントライセンスが購入できる法人については、平成21年度末まで購入ができるように延長しましたが、公益法人と同等の扱いとします。 ※但し、株式会社は対象外です。 | なし |

適用対象外の団体・機関

| | | | |
|-------|---|--|----|
| 右記各法人 | <ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉法人 ※ただし、公的医療機関は適用対象となります。 • 宗教法人 • 特定非営利活動法人 • 中間法人 | | なし |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> • 各国政府(在日大使館等も含む) • 政党 • 株式会社、有限会社、合資会社 | | なし |

※判断が難しいなどご不明な点は、アドビ ライセンス コールセンターへお問い合わせください。
アドビ ライセンス コールセンター(電話:03-5350-7135)月～金曜日 9:30～17:30(土・日・祝日及び弊社指定休日は除く)
2010年8月現在の内容となります。